

第5章 光市が目指す学校

1 小中一貫教育へ移行

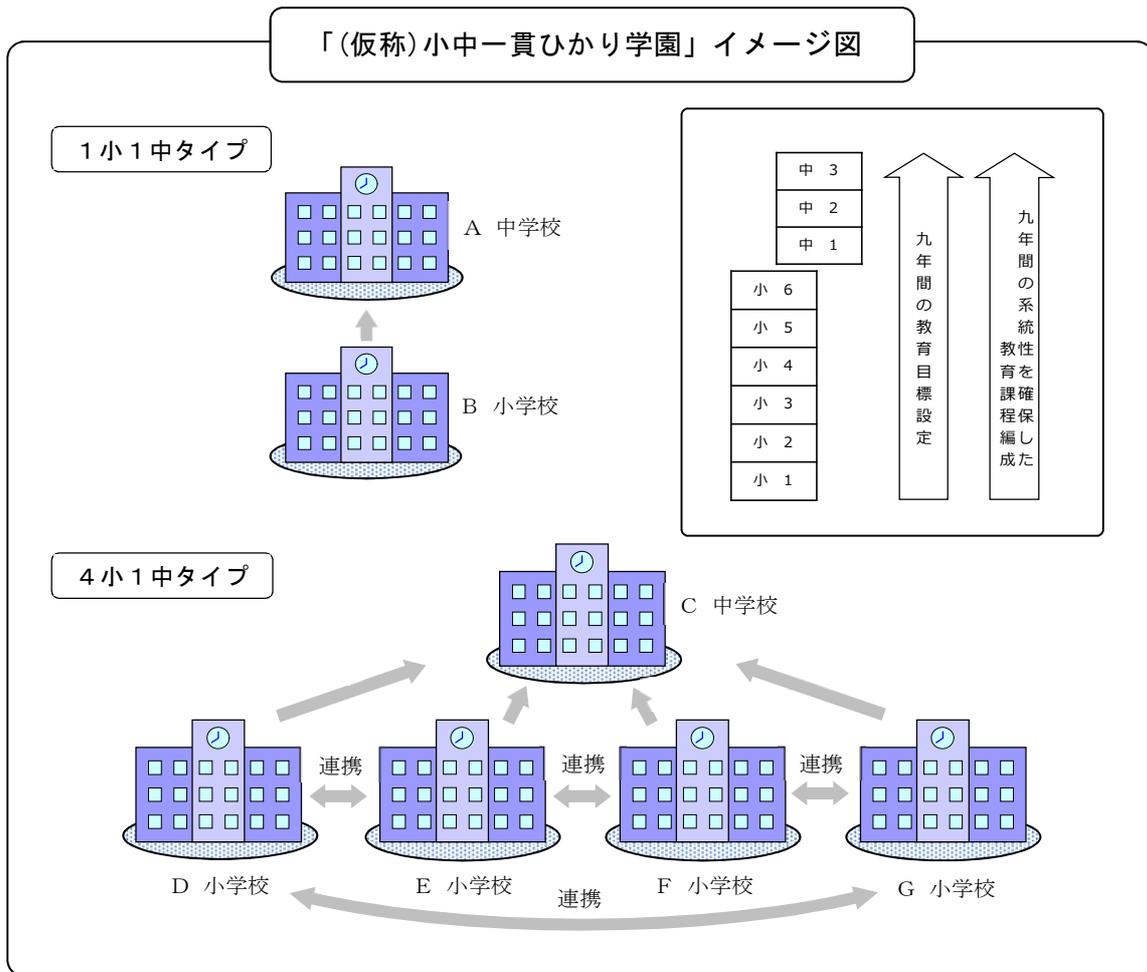
地域の未来に貢献できる学校の創造につながる連携・協働を基盤とした学校づくりを進めるにあたり、これまで取り組んできた小中連携教育とコミュニティ・スクール*の取り組みを組み合わせることにより、地域と一体になった小中一貫教育へ発展させ、本市の教育をさらに前進させます。

今後は、18歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ、幼保・小・中・高等学校の連携・協働教育を推進し、その要として義務教育9年間をつなぐ小中一貫教育へのアプローチをとおして、子どもたちの「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を育み、今日の変化の激しい社会を自立的に生き抜いていく、たくましい「光っ子」の育成を図ります。

そこで、本市では、小・中学校において、新しい学習指導要領が平成32年度に小学校、平成33年度に中学校で全面実施されることを踏まえ、新たな教育の出発点になる平成32年度から、全市立小・中学校で小中一貫教育をスタートします。

子どもたちは現在の小・中学校に在籍しながら、現状の施設を活用しつつ、小中一貫型の小学校・中学校を開始します。この小中一貫型小学校・中学校（以下「(仮称)小中一貫ひかり学園」という。）は、組織上独立した小学校と中学校が一貫した教育を施す形態を言い、それぞれの学校に校長、教職員組織が存在します。

現在の中学校区をひとまとまりとして、学校と家庭、地域が目指す子ども像を共有し、これまでのコミュニティ・スクール*をさらに充実・発展させた、中学校区を単位とする新たな学園構想をとおして、本市が掲げる「次世代型コミュニティ・スクール*」を推進します。



2 小中一貫教育の柱

小中一貫教育を推進するにあたり、次の5つの基本的な方向を推進上の柱として掲げ、子どもたちの「学び」や「育ち」を支える本市ならではの小中一貫教育を展開します。

- (1) 中学校区において、9年間をひとまとまりと捉えた教育目標と15歳段階で目指す子ども像を、学校と家庭、地域の協議により設定し、その共有をとおして、コミュニティ・スクール*を基盤とした小中一貫教育を進めます。
- (2) 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている学習指導や行事等の教育課程を編成し、計画的かつ連続性のある教育活動をとおして、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育みます。

- (3) 9年間を見通し、一貫した特別支援教育を進めるとともに、子どもの多様性を尊重するインクルーシブ教育システム*の構築をとおして、やさしさとつながりの視点を基本に「ゆたかな心」を育みます。
- (4) 小・中学校の学びの連続性を活かした本市が進める英語教育「イングリッシュプラン光*」の実践をとおして、子どもたちが人とのつながりを大切にしながら、英語を楽しく積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。
- (5) 小・中学校の教科・領域等を横断し、「光の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る光市」をテーマに新たな学び「光市民学*」をとおして、ふるさとを愛する心を育み、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

3 小中一貫教育の柱を支える取組み

これまでの小中連携教育の実践成果を踏まえ、これらの取組みを一貫教育へ発展移行させ、次の取組みをとおして、中学校区の特色を活かした質の高い小中一貫教育を目指します。

- (1) 小・中学校教員の相互乗り入れ授業の実施
同じ中学校区の小学校の教員と中学校の教員が、互いに行き来しながら、それぞれの立場を活かしたきめ細かい学習指導を行います。
- (2) 小・中学校教職員の協働による教科等合同研修の実施
同じ中学校区の教職員が、小・中学校合同で協働による教科・専門領域の研修を行い、9年間のつながりを活かした授業づくり等の取組みを実践します。
- (3) 小学校高学年への教科担任制の導入
小学校高学年において学級担任制を基盤とした教科担任制を導入し、中学校における教科指導へのなめらかな接続を図ります。
- (4) 小中一貫教育を支えるPTA組織・活動の再構築
小中一貫教育推進の視点から、各小・中学校においてPTA組織・活動の見直しを行い、同じ中学校区におけるPTA活動の連携を強化します。
- (5) 一貫関係学校間の物理的な距離を補うICT*活用システムの構築
小中一貫教育を行う同じ中学校区の学校間の距離を補い、教育の質を高めるICT*を活用した教育システムの構築に努めます。
- (6) 子どもたちの円滑な学校間交流を可能にするバス等による移動手段の確立
小中一貫教育の活動を豊かにする小・中学校間の子どもの移動を行います。

小規模小学校における集団を活かした学習・行事等を可能にする小学校間の子どもの移動を行います。

(7) 教職員の小・中学校兼務の発令

教職員が、小・中学校間において、各学校に出向いて授業等の指導ができるよう、同じ中学校区の小・中学校において兼務発令を行います。

(8) 一貫関係学校を一体的にマネジメントする組織の設置

中学校区ごとに、一貫教育を行う小・中学校を一体的にマネジメントする小中一貫教育推進協議会等の組織を設置し、校区の特色を活かした質の高い小中一貫教育を進めます。

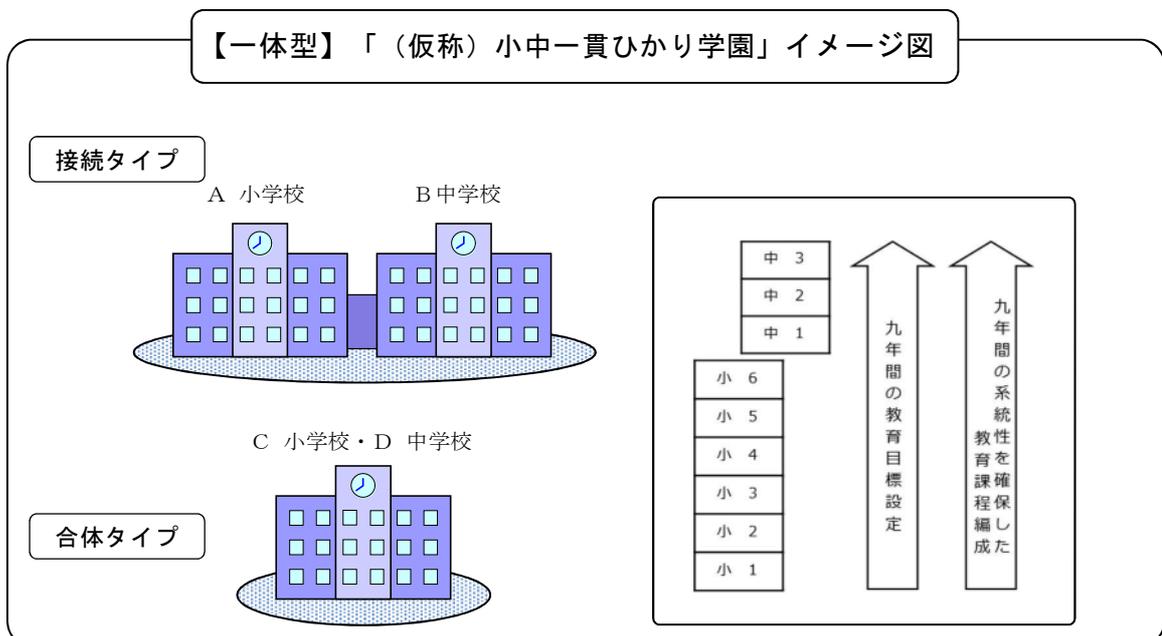
(9) 学校運営協議会を関係学校に合同で設置

同じ中学校区の小・中学校において、学校運営協議会の合同による開催、また合同で設置することをおして、地域と一体になった小中一貫教育を進めます。

4 一体型小中一貫教育への発展

小中一貫教育を推進するうえでは、小学校と中学校の物理的な距離が、子どもたちや教職員の移動等においては課題であり、小中一貫教育本来のさらなる効果を生むために、将来的には施設一体型による小中一貫教育へ発展させることが望まれます。

そこで、将来の児童生徒数や学校施設の状況等、適正規模・適正配置の観点から、小・中学校の施設が同一敷地内で接続または小・中学校の施設が一つに合体した、施設一体型の「(仮称)小中一貫ひかり学園」の新設を目指します。



また、このイメージ図における合体タイプの小・中学校の新設に関しては、義務教育の9年間で1つの学校で教育を行う新たな学校種である「義務教育学校*」への移行について併せて検討します。

「義務教育学校*」は、前期6年と後期3年の課程の区分が確保された修業年限9年間をとおして小中一貫教育を行う学校で、一人の校長のもとに1つの教職員組織で構成されます。

なお、今後における【一体型】「(仮称)小中一貫ひかり学園」の新設に係る方向性については、本基本構想を踏まえ、各学校や地域固有の実情を勘案するとともに地域関係者等と将来ビジョンの共有を図りながら、学校教育の主役である子どもの「学び」を第一義において検討を進めてまいります。